

中川下流だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>) に掲載しています。

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2014年9月11日【第17号】

■堤防点検について

本格的な台風シーズンを前にして中川下流出張所管内の堤防を職員が徒歩で点検を実施しました。一部コンクリートの破損や堤防の浸食など不具合箇所も発見されました。不具合箇所については、応急措置を行った後、経過観察すると共に、必要な補修を計画的に実施していきます。



コンクリートの破損状況



雨水による堤防浸食状況

■堤防の除草について

堤防の異常を早期に発見及び良好な河川環境を創出することを目的として、中川下流出張所管内では年2回の除草及び集草を行っています。今年度は、平成26年5月上旬から6月下旬まで第1回の除草・集草を行い、平成26年7月上旬～8月下旬において第2回の除草・集草を実施しました。



除草の状況



除草後の状況

■堤防での火気使用について

花火を行った事により、堤防の芝が燃えたと思われる事故が発生しました。堤防上で火気を使用する事は、芝等に火が燃え移り付近の建物などに延焼する可能性があるなど大変危険な行為です。

近隣に居住されている方々や他に河川敷を利用される方々などに被害を与える可能性がある場所や方法での火気使用はやめてください。



芝の焼失状況

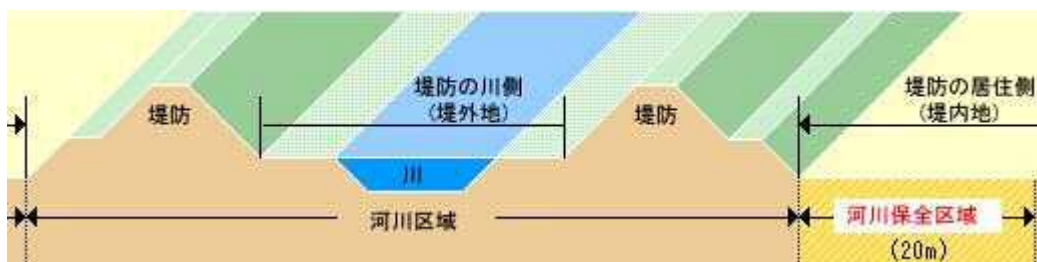


点火に使用したと思われるライター

■河川法の手続きについて

河川区域（堤防や川の中）を他の河川利用者が利用出来ない状態で自らの利用目的のみで利用する場合や河川保全区域（中川下流管内では河川区域から20m以内）で土地の掘削などを行う場合は、河川法による手続きが必要です。

詳細はホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00112.html>）でご確認いただき、手続きが必要な場合は適切に対応をお願いいたします。



河川区域及び河川保全区域

あとがき

これから10月まで出水期が続きます。出水等に備え、十分な準備を行い対応していきたいと思います。

出水期（10月中旬）以降は堤防に関する工事が始まります。色々、地域の方々にはご不便をお掛けするかと思います。今後ともご支援、ご協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

「中川下流だより」編集委員会